

SaaS型保育士保護者コミュニケーションサービス「mierun」 サービス利用規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 SaaS型保育士保護者コミュニケーションサービス「mierun」サービス利用規約（以下本規約と称します）は、BIPROGY 株式会社（以下サービス提供者と称します）が、第2条第1号に定める本サービスを契約者に提供する場合の基本的な契約事項を定めることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用される用語の定義は次の各号のとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、インターネット等の通信回線を通じてデータ・センタからサービス提供者が契約者へサービス仕様書に定める機能を提供する SaaS 型保育士保護者コミュニケーションサービス「mierun」をいうものとします。
- (2) 「オプションサービス」とは、本サービスを構成する付加的なサービスをいうものとし、その内容についてはサービス仕様書に記載のとおりとします。
- (3) 「サービス仕様書」とは、本サービスの提供内容、提供範囲、提供方法、提供水準、利用時間帯その他の諸条件が記載された文書を総称していいうものとします。
- (4) 「サービス利用権」とは、本サービスを利用する権利をいい、販売店から契約者に販売されるものとします。
- (5) 「販売店」とは、サービス提供者からサービス利用権を契約者に販売する権利を許諾された法人をいうものとします。
- (6) 「契約者」とは、販売店と販売契約を締結のうえ、販売店から本サービスの利用権を購入し、本規約に同意のうえ、本サービスを利用する法人をいうものとします。
- (7) 「システム管理者」とは、サービス提供者が契約者に発行する「システム管理者用 ID」および「システム管理者用パスワード」にもとづき、ユーザに対して「ユーザ ID」および「ユーザパスワード」を発行・管理する権限を有するとともに、本サービスに係る販売店またはサービス提供者と契約者との連絡業務等を担当する、契約者における管理者をいうものとします。
- (8) 「システム管理者用 ID」および「システム管理者用パスワード」とは、システム管理者がユーザ ID およびユーザパスワードを発行するためにサービス提供者がシステム管理者に発行する ID およびパスワードをいうものとします。
- (9) 「ユーザ」とは、契約者から利用を許諾され、システム管理者により発行される「ユーザ ID」および「ユーザパスワード」にもとづき、本サービスを利用する者をいうものとします。
- (10) 「ユーザ ID」および「ユーザパスワード」とは、ユーザが本サービスを利用するにあたってのログイン用 ID およびパスワードをいうものとし、システム管理者により発行されるものをいうものとします。
- (11) 「データ・センタ」とは、契約者に本サービスを提供するために、サービス提供者が任意に指定する施設であり、サーバ、その他のハードウェアならびに通信設備等から構成される施設をいうものとします。
- (12) 「販売契約」とは、サービス利用権を契約者が販売店から購入するために、契約者と販売店との間で締結する契約をいうものとし、サービス変更契約が締結された場合に

はサービス変更契約を含むものとします。

- (13) 「利用契約」とは、本サービスの提供に関し、本規約にもとづき個々の契約者とサービス提供者との間で締結する契約をいうものとします。
- (14) 「利用開始日」とは、契約者が本サービスを利用できる状態になる日としてサービス提供者により定められた日をいうものとします。
- (15) 「サービス利用期間」とは、契約者と販売店間の販売契約において定めた本サービスの利用期間をいうものとします。
- (16) 「サービス変更契約」とは、契約者が販売契約に規定のユーザID数またはオプションサービスの変更を希望する場合において、利用契約の締結後に契約者と販売店との間で締結するユーザID数またはオプションサービスの変更に関する契約をいうものとします。
- (17) 「変更適用日」とは、サービス変更契約にもとづく変更後のユーザID数またはオプションサービスが本サービスに適用される日のことをいうものとします。
- (18) 「サービス利用料金」とは、本サービス提供の対価として販売店が契約者に請求する月額の利用料金をいうものとし、その金額は販売店と契約者間の販売契約において定められるものとします。
- (19) 「クライアント機器等」とは、契約者が本サービスを利用するにあたって契約者が所有し、またはリースを受けもしくは賃借するネットワーク通信機器、PC、サーバ、その他のハードウェアおよびソフトウェア等を総称しているものとします。

(本規約の適用)

第3条 本規約は一切の利用契約に適用されるものとします。ただし、利用契約において明示的に本規約の内容を変更した場合、利用契約の内容が本規約の内容に優先して適用されるものとします。

- 2. サービス仕様書は、本規約の一部を構成するものとします。
- 3. 契約者は本サービスの利用にあたり、本規約の内容に同意するものとし、契約者が本サービスの利用を開始することをもって、本規約の内容に同意したものとみなすものとします。

(本規約等の変更)

第4条 サービス提供者は、契約者の承諾を得ることなく、第5条にもとづく契約者への通知により、本規約（サービス仕様書を含む）を隨時変更できるものとします。

(契約者に対する通知)

第5条 サービス提供者の契約者に対する通知は、次の各号のいずれかの方法をもって行われるものとします。

- (1) システム管理者の電子メールアドレスへの電子メールの送信
- (2) 本サービスに関するウェブサイトまたはアプリへの掲載
- (3) システム管理者への文書の郵送
- (4) 前各号の他、サービス提供者が適当と判断する方法

2. 前項の通知は、サービス提供者による電子メールの送信、ウェブサイトまたはアプリへの掲載または文書の発送をもって効力を生じるものとします。

第2章 サービス

(本サービスの内容・範囲)

第6条 本サービスの提供内容、提供範囲、提供方法、提供水準、利用時間帯その他の諸条件は、サービス仕様書に記載のとおりとします。

2. 本サービスに係るコンサルティング・サービス、導入・設定サービスおよびシステム開発サービス等サービス仕様書に規定外のサービスについては本サービスに含まれないものとします。
3. 契約者は、本サービスがインターネット等の通信回線を通じてデータ・センタから非独占的に提供されるサービスであり、クライアント機器等の性能、または通信環境もしくはデータ・センタの利用状況等により本サービスの可用性、通信速度、レスポンス等が変化するサービスであることを了解するものとします。

(システム管理者の選任)

第7条 契約者は、システム管理者を利用開始日までに選任し、システム管理者の氏名および連絡先等を販売店所定の書式にて販売店に通知するものとします。

2. 契約者は、前項の通知後、システム管理者およびその連絡先に変更が生じた場合には速やかにサービス提供者に通知するものとします。
3. 契約者は、システム管理者を同時に2名まで選任できるものとします。この場合、それぞれのシステム管理者が単独でシステム管理者としての権限を有するものとします。

(システム管理者用 ID およびシステム管理者用パスワードの通知)

第8条 サービス提供者は、利用開始日までにシステム管理者用 ID およびシステム管理者用パスワードを契約者へ通知するものとします。

(ユーザへの利用権限の設定)

第9条 ユーザに対する本サービスの利用権限の設定ならびにユーザ ID およびユーザパスワードの発行・管理は、システム管理者が行うものとします。

2. システム管理者が本サービスの利用権限を設定できるユーザの範囲は、販売契約において別段の定めのない限り、契約者に限られるものとします。なお、契約者は、販売店が要請した場合、本サービスの利用権限を設定したユーザの名称等を販売店に報告するものとします。
3. システム管理者は、販売契約に記載のユーザ ID 数およびオプションサービスの範囲内において、ユーザに本サービスの利用権限を設定できるものとします。
4. 契約者は、本サービスの利用にあたり契約者が負担する義務を契約者の責任においてシステム管理者およびユーザに遵守させるものとし、その違反について一切の責任を負うものとします。

(本サービス上の情報等)

第10条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号のデータおよび情報（個人情報（個人情報の保護に関する法律に規定される「個人情報」をいうものとします。以下同じ）を含み、以下併せて本件データ等と称します）をサービス提供者所定のシートに記入しサービス提供者に提供する、サービス提供者が提供する WebAPI を使用して本サービスに入力する、または本サービス上で入力するものとします。

- (1) 契約者が運営する保育園、幼稚園または認定こども園（これらに類する施設を含むものとし、本条において以下施設と称します）に入園する園児（本条において以下園児と称します）およびその親（法定代理人を含むものとし、本条において以下親と称します）の氏名
- (2) 親のメールアドレスおよび電話番号

- (3) 園児の月齢、誕生日および所属するクラスの名称
 - (4) 施設の名称、所在地および電話番号
 - (5) 施設の役職員の氏名、メールアドレス、電話番号および担当するクラスの名称
 - (6) 園児の日々の様子、健康発達状況
 - (7) 園および保護者から送信される連絡の内容
 - (8) 親と園の利用契約の内容
 - (9) 園児の日々の出欠状況、及び請求金額
2. 契約者は、親および園児が本件データ等を閲覧できることを認識・同意のうえ、本サービスを利用するものとします。
 3. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、本件データ等をサービス提供者に提供することについて、親および施設の役職員からの同意（園児の法定代理人としての同意を含む）を取得するものとします。
 4. 契約者が前項の同意を得ていないことに起因して生じる問い合わせ・苦情等、ならびに、契約者、親、施設の役職員その他第三者の損害について、サービス提供者および販売店は一切の責任を負わないものとし、契約者の負担と責任において解決するものとします。

(運用停止)

- 第11条 サービス提供者は、次の各号の一に該当した場合には、本サービスの提供をその必要となる期間、停止できるものとします。
- (1) 電力会社の電力供給の中止またはデータ・センタもしくは通信設備の障害等やむを得ない事由による場合
 - (2) サービス提供者がデータ・センタの保守を実施する場合
 - (3) 第30条第2項第1号、第3号乃至第7号に規定の事由が発生した場合
 - (4) その他非常事態が発生した場合
2. サービス提供者は、前項各号により本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、サービス提供者が緊急またはやむを得ないと判断した場合はこの限りでないものとし、事後遅滞なくその旨を契約者に通知するものとします。
 3. 第1項により本サービスが停止され、契約者または他の第三者に損害が生じた場合であっても、サービス提供者および販売店はいかなる責任も負わないものとします。

(再委託)

- 第12条 サービス提供者は、本サービスに係る作業の全部または一部を、第三者に再委託（本規約において再々委託以降を含み、以下再委託先と称します）できるものとします。
2. 前項の場合、サービス提供者は、第24条、第25条、その他本規約にもとづきサービス提供者が負担する義務をサービス提供者の責任において当該再委託先に課すものとします。

(サービスレベルアグリーメント)

- 第13条 サービス提供者は、サービスの提供水準として、サービス仕様書記載のサービスレベルの基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供するものとします。
2. サービス提供者は、サービスレベルを、利用契約にもとづく本サービスの内容を変更しない範囲で、変更できるものとし、サービス提供者指定日をもって変更後のサービスレベルが適用されるものとします。
 3. サービスレベルは、本サービスに関するサービス提供者の努力目標を定めたものであり、サ

サービス仕様書に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも、サービス提供者および販売店は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

4. サービスレベルは、利用契約で除外されているサービスおよび免責事項に起因して生じたものには適用されないものとします。

第3章 契 約

(販売契約およびサービス変更契約)

第14条 契約者が販売契約またはサービス変更契約の締結を希望する場合、契約者が販売店所定の「SaaS型保育士保護者コミュニケーションサービス「mierun」サービス利用申込書」(以下利用申込書と称します)にもとづき本サービスの提供を申込み、販売店が当該申込みを承諾のうえ販売店所定の「SaaS型保育士保護者コミュニケーションサービス「mierun」サービス利用申込請書」(以下利用申込請書と称します)を契約者に送付した時または契約者と販売店間で「SaaS型保育士保護者コミュニケーションサービス「mierun」サービス変更契約書」を締結した時に販売契約または変更契約は成立するものとします。なお、販売店は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者による申込みを拒否できるものとします。

- (1) 利用申込書を提出しない場合
 - (2) 利用申込書において虚偽記載、誤記、記入漏れ等がある場合
 - (3) 本サービスの提供が困難であると販売店が判断する場合
 - (4) 第15条第2項に該当する場合
 - (5) 前各号のほか、利用契約またはサービス変更契約の承諾が不適切と販売店が判断する場合
2. 利用開始日または変更適用日は、利用申込請書または変更契約書に記載のとおりとします。
 3. 利用契約において別段の定めのない限り、利用期間満了日の1か月前までに、契約者からサービス提供者に対する文書による利用契約終了の申し出がない限り、利用契約は更に1年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とします。

(サービス提供者による利用契約の解約および本サービスの停止)

第15条 サービス提供者は、3か月前までに契約者に通知することにより、または第30条第2項第7号により本サービスが提供できない場合、利用契約を解約できるものとします。

2. 前項にかかわらず、サービス提供者は、契約者が次の各号の一にでも該当する場合には、何らの通知、催告を要せず即時に利用契約を解約し、または本サービスを停止できるものとします。
 - (1) 破産、会社更生、特別清算、民事再生手続等の倒産処理手続（本規約の制定後に改定もしくは制定されたものを含む）の申立を受けまたは自らこれらの申立をしたとき
 - (2) 支払の停止、手形交換所の取引停止処分を受けたときまたは電子債権記録機関による取引停止処分もしくはこれと同等の措置を受けたとき
 - (3) 仮差押、差押、仮処分または競売手続の開始があったとき
 - (4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、廃止を決議したとき
 - (5) 信用状態が悪化し、またはその虞があるものと販売店が判断するとき
 - (6) 契約者がサービス利用料金の支払いを遅滞し、販売店の催告にかかわらず延滞が解消されない場合、その他利用契約のいずれかの条項に違反し、またはその虞があるものと判断される場合
 - (7) 本サービスの円滑な運営を妨げるものと販売店が判断した場合
3. 契約者は、前項各号の一にでも該当した場合には、販売店による何らの通知、催告等がなく

とも販売契約より発生する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに金銭債務をサービス提供者に弁済するものとします。

4. 第1項または第2項による利用契約の解約または本サービスの停止により、契約者またはユーザーその他の第三者に損害が生じた場合であっても、サービス提供者および販売店はいかなる責任も負わないものとします。
5. 第1項にもとづき本サービスの全部または一部をサービス提供者が解約する場合、販売店は既に支払われているサービス利用料金のうち、解約する本サービスについて提供しない月数（解約日の属する月の翌月から計算）に対応する金額を契約者に返還するものとします。

第4章 サービス利用料金および支払条件

（サービス利用料金および支払条件）

第16条 サービス利用料金および支払条件は、販売契約において定められるものとし、契約者は販売契約に従い、サービス利用料金を販売店に支払うものとします。

2. サービス変更契約が成立した場合、サービス変更契約に従い、オプションサービスに係るサービス利用料金を販売店に支払うものとします。
3. 販売店は、第15条第5項の場合を除き、その理由の如何を問わず、既に受領済みのサービス利用料金の契約者に対する返金は行わないものとします。

第5章 契約者の義務

（禁止事項）

第17条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に規定の事項を行ってはならないものとします。

- (1) サービス提供者、販売店または第三者の著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（以下「知的財産権」と称します）を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改竄または消去する行為
- (3) 本規約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、またはサービス提供者、販売店もしくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (6) 詐欺等の犯罪に結びつきまたは結びつくおそれのある行為
- (7) わいせつ、アダルトコンテンツ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信する行為
- (8) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (10) ウィルス等有害なコンピュータ・プログラム等を送信または掲載する行為
- (11) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせ電子メール）を送信する行為
- (12) データ・センタや通信回線に過大な負荷を生じさせる行為、その他本サービスの運営に支障を及ぼす行為
- (13) リバース・エンジニアリング、データコンパイル、逆アセンブルおよびそれに類する行為

- (14) 第三者の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害したまは侵害するおそれのある行為
 - (15) 本サービスの利用に際し、ウェブアクセス以外の方法でアクセスする行為
 - (16) ソースコードにアクセスする行為
 - (17) 本規約に違反する行為、またはそのおそれのある行為
 - (18) 前各号の趣旨に照らし、サービス提供者が不適切と判断した行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合には、直ちにサービス提供者に通知するものとします。
 3. サービス提供者は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、または契約者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報をあることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、サービス提供者および販売店は、契約者の行為または契約者が提供または送受信する（契約者の利用となされる場合も含む）情報（第23条のデータを含む）を監視する義務を負わないものとします。

（ID等の管理）

- 第18条 契約者は、システム管理者用IDおよびシステム管理者用パスワードならびにユーザIDおよびユーザパスワード（以下併せてID等と称します）を厳重な注意をもって管理（パスワードの適宜変更を含む）するものとし、システム管理者またはユーザ以外の第三者に開示してはならないものとします。
2. ID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により生じた損害について、サービス提供者および販売店はいかなる責任も負わないものとします。
 3. 契約者は、ID等を失念した場合、または第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにその旨をサービス提供者に連絡するとともに、サービス提供者から指示がある場合には、これに従うものとします。ただし、当該ID等によりなされた利用は、契約者によりなされたものとみなし、契約者は、本サービスにもとづくサービス提供者および販売店に対する一切の債務を免れることはできないものとします。

（クライアント機器等の設置および維持）

- 第19条 契約者は、サービス仕様書の定めに従い、自らの負担と責任においてクライアント機器等を設置するものとします。
2. 本サービスの利用にあたり必要となる通信回線利用料その他これに係る諸経費は、サービス利用料金には含まれず、契約者が負担するものとします。
 3. 契約者は、本サービスの利用にあたり、自らの負担と責任においてクライアント機器等を正常に稼動させるよう維持したうえで、本サービスを利用するものとします。

（データの管理）

- 第20条 契約者は、本サービスの利用に伴いサービス提供者のデータ・センタとの間で送受信される、またはその他何らかの方法でサービス提供者と契約者の間、および販売店と契約者の間で授受される契約者に関するデータ（以下データと称します）について、自らの負担と責任においてバックアップを行うものとします。
2. 契約者は、データの内容の適切性を自らの責任において判断のうえ、本サービスを利用するものとします。

3. 本サービスの利用に起因するデータの滅失または損傷については、販売店およびサービス提供者はいかなる責任も負わないものとします。
4. サービス提供者は、本サービスが終了した場合、データ・センタに蓄積された契約者に関するデータを消去するものとします。

(情報や資料等の提供)

第21条 契約者は、サービス提供者からの要請がある場合、本サービスの履行に必要とされる情報または資料等（以下併せて資料等と称します）を無償でサービス提供者に提供するものとします。

2. サービス提供者は、本サービス遂行上必要な範囲内で資料等を利用できるものとします。
3. 本サービスの履行にあたり、契約者の事務所等でサービス提供者が作業を実施する必要がある場合、契約者は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む）を無償でサービス提供者に提供するものとします。
4. 契約者が提供した資料等の誤り、または作業実施場所の提供遅延等によって生じた本サービスの履行遅滞等について、サービス提供者および販売店はその責を負わないものとします。

(ユーザの遵守事項)

第22条 第9条の定めにもとづき、サービス提供者が、ユーザによる本サービスの利用を承諾した場合、契約者はユーザとの間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結するなどの方法により、ユーザにこれらの事項を承諾および遵守させるものとします。

- (1) ユーザは、利用契約の内容を承知したうえ、契約者と同様にこれらを遵守するものとします。
- (2) 契約者とサービス提供者間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、契約者からユーザに対する本サービスの提供も自動的に終了し、ユーザは本サービスを利用できなくなるものとします。
- (3) ユーザは、第三者に本サービスを利用させないものとします。
- (4) ユーザは、本サービスに関してサービス提供者および販売店に損害賠償の請求はできず、一切の責任追及を行うことができないものとします。
- (5) 本サービスの提供に関してサービス提供者が必要と認めた場合には、契約者が、サービス提供者に対して、必要な範囲で、ユーザから事前の承諾を受けることなくユーザの秘密情報を開示することができるものとします。また、サービス提供者は第12条の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者がユーザから事前の承諾を受けることなくユーザの秘密情報を開示することができるものとします。

第6章 その他

(知的財産権の取扱い)

第23条 契約者は、販売契約および利用契約にもとづいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権を取得するものでないことを承諾するものとします。

2. 契約者は、販売店およびサービス提供者、または販売店およびサービス提供者への権利許諾者の知的財産権に係る権利表示および説明を変更してはならないものとします。
3. 契約者が、本サービスを利用するにあたり、第三者から知的財産権を侵害するとして何らかの訴え、異議、請求等（以下併せて紛争と称します）がなされた場合、契約者はすみやかに紛争の事実をサービス提供者に通知するものとし、サービス提供者およびサービス提供者へ

の権利許諾者は契約者と協議のうえ、当該第三者との紛争を処理することができるものとします。なお、契約者はサービス提供者またはサービス提供者への権利許諾者に必要な権限を委譲するとともに、必要な協力をを行うものとします。

4. 契約者は、本サービスの利用に伴い、サービス提供者、販売店および原権利者の知的財産権を侵害した場合には、サービス提供者、販売店および原権利者へその損害を賠償するものとします。

(秘密の保持)

第24条 契約者およびサービス提供者は、利用契約の履行に関連して秘密または非公開である旨の表示がなされたうえで、開示または提供された相手方の技術上、販売上その他業務上の情報（以下併せて秘密情報と称します）を、第三者に対して開示、漏洩しないものとします。なお、契約者およびサービス提供者は、秘密情報を相手方に口頭にて開示する場合には、開示の際に秘密である旨を相手方に表明したうえ、開示後速やかに秘密情報の内容を記載した文書を相手方に交付するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。

- (1) 相手方より開示を受けた時点において秘密保持義務を負うことなく適法に保有していたもの
 - (2) 相手方に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - (3) 秘密情報によらず独自に開発したもの
 - (4) 相手方より開示を受けた時点において既に公知のもの、または本規約および利用契約に違反することなく、公知となったもの
 - (5) 相手方が第三者に対し秘密保持義務を負わせることなく開示したもの
2. 前項の定めにかかわらず、契約者およびサービス提供者は、秘密情報のうち法令の定めにもとづき裁判所または権限のある行政機関からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めにもとづく開示先、当該裁判所または当該行政機関に対し開示することができるものとします。契約者およびサービス提供者は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかに相手方に通知するものとします。
 3. 契約者およびサービス提供者は、秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
 4. 契約者およびサービス提供者は、秘密情報を利用契約の目的の範囲内でのみ使用し、利用契約の目的の範囲内で秘密情報を複製または改変（以下併せて複製等と称します）することができるものとします。この場合、契約者およびサービス提供者は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取扱うものとします。
 5. 前各項の規定にかかわらず、本サービス遂行上サービス提供者が必要と認めた場合には、第12条規定の再委託先のために必要な範囲で、契約者から事前の承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。ただし、サービス提供者は再委託先に本条にもとづきサービス提供者が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
 6. 秘密情報の開示または提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは秘密情報および複製等を相手方に返還し、秘密情報がクライアント機器やデータ・センタのサーバ等に記録されている場合はこれを完全に消去するものとします。
 7. 本条の規定は、利用契約終了後、2年間有効に存続するものとします。

(個人情報の保護)

第25条 サービス提供者は、本サービスの実施に伴い契約者から提供された個人情報を本サービス

利用目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするとともに、関係法令等にもとづき、適切に取り扱うものとします。

2. 個人情報の取り扱いについては、前条規定の第3項乃至第6項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

(データの利活用)

第26条 サービス提供者は、第20条に定めるデータおよび個人情報を集計して特定の個人を識別することができない統計的な情報を作成し、当該情報を、本サービスの品質向上、関連する新たなサービスの検討、開発その他サービス提供者の事業活動のために利用し、または第三者に開示することができるものとします。

(通信の秘密)

第27条 本規約の定めにかかわらず、サービス提供者は、電気通信事業法第4条にもとづき契約者の通信の秘密を保護し、本サービスの円滑な提供に必要な範囲でのみ使用または保存します。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、各号に定める範囲内に限り、契約者の通信の秘密を閲覧し、必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 刑事訴訟法または犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分または裁判所の命令が行われた場合
- (2) 法令にもとづく行政処分が行われた場合
- (3) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条にもとづく開示請求の要件が満たされているとサービス提供者が判断した場合
- (4) 人の生命、身体また財産の保護のために必要があるとサービス提供者が判断した場合
- (5) 契約者から同意を取得した場合

(情報漏洩時の対応)

第28条 契約者およびサービス提供者は、秘密情報または個人情報の漏洩の事実を覚知した場合は、直ちに相手方へ通知するとともに、対応策について協議するものとします。

(免責)

第29条 サービス提供者は、本サービスならびに本サービスを利用して作成した契約者およびユーザーのデータに関し、正確性、完全性、有用性、最新性、商業的な利用可能性、特定目的への適合性または特定結果の実現性について、いかなる保証も行わないものとします。

(損害賠償)

第30条 サービス提供者が自己の責めに帰すべき事由により利用契約に違反し、契約者に損害を与えた場合、契約者はサービス提供者に対して当該損害の賠償を請求するものとし、販売店に対し一切の請求を行わないものとします。その場合、サービス提供者の累積総額は、債務不履行、法律上の契約不適合、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、また、利用契約の解約の有無にかかわらず、損害発生月のサービス利用料金相当額を限度とするものとします。

サービス利用権の販売その他販売店の行為に関して契約者が何らかの損害を被った場合、契約者は販売店に対して当該損害の賠償を請求するものとし、サービス提供者に対し一切の請求を行わないものとします。

なお、特別の事情によって生じた損害および逸失利益等については、予見すべきであったか

否かを問わず、サービス提供者および販売店はいかなる責も負わないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由に起因して契約者に生じた損害については、サービス提供者および販売店は一切の賠償責任を負わないものとします。
 - (1) クライアント機器等の障害またはデータ・センタまでのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (2) データ・センタからの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する問題
 - (3) サービス提供者が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスのデータ・センタ等本サービスに係る設備への侵入
 - (4) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもっても防御し得ないデータ・センタ等本サービスに係る設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
 - (5) サービス提供者が定める手順、セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないこと
 - (6) サービス提供者に対する刑事訴訟法第218条（令状による差押、捜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令にもとづく強制的な処分の実施
 - (7) 天災地変、戦争、テロ行為、伝染病の流行等の不可抗力その他サービス提供者の責めに帰さない事由により本サービスを提供できない場合
3. サービス提供者は、契約者が権利を行使できる時から1年間が経過した後は第1項の損害賠償責任を負わないものとします。

(輸出管理等)

第31条 契約者は本サービスを日本国内でのみ利用するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第32条 契約者は、自社、自社の親会社（自社の議決権株式の過半数を有する会社）および自社の子会社（自社がその議決権株式の過半数を有する会社）（以下あわせて自社等と称します）ならびに自社等の役員が、過去、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下暴力団等と称します）のいずれにも該当しないことおよび次の各号の事由のいずれか一にも該当しないことについて表明し、保証します。

- (1) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (2) 自社等もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的と問わず、不当に暴力団等を利用すること
 - (3) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を有すること
 - (4) 自社等の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (5) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
 - (6) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてサービス提供者の信用を毀損したまはサービス提供者の業務を妨害すること
2. サービス提供者および販売店は、契約者が前項の規定に違反した場合、契約者に対する何らの通知、催告を要せずに、利用契約の全部または一部について解除することができるものとします。

3. 契約者が第1項の規定に違反した場合、契約者は、サービス提供者および販売店に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務を直ちにサービス提供者に弁済しなければならないものとします。
4. 契約者が第1項の規定に違反し、サービス提供者または販売店が第2項にもとづき利用契約および販売契約を解除したことにより契約者に損害が発生した場合でも、サービス提供者および販売店は一切の賠償責任を負わないものとします。
5. 契約者が第1項の規定に違反し、サービス提供者または販売店が第2項にもとづき利用契約を解除したことに起因してサービス提供者または販売店に損害が発生した場合、サービス提供者および販売店は契約者に対し、損害賠償を請求することができるものとします。

(本規約の有効性等)

第36条 法律の規定または裁判所の判断により本規約の一部が無効または適用不可能とされた場合であっても、それによって本規約の他の部分の有効性や適用可能性は影響を受けないものとし、法律により許容される範囲内で法的強制力を有するものとします。

2. サービス提供者、販売店または契約者が相手方による本規約の規定の遵守を強制せず、または要請をしなかつたとしても、当該規定を放棄したとはみなされず、当該規定その他の規定を強制する権利になんら影響を与えないものとします。

(準拠法および提供地域)

第37条 利用契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国の法令に準拠するものとします。

(管轄裁判所)

第38条 利用契約に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第39条 利用契約に定めのない事項または利用契約の履行につき疑義を生じた場合、契約者およびサービス提供者は誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

2023年12月1日 制定

以上